

八戸市農業委員会8月総会議事録

日時：令和元年8月9日（金）午後1時30分

場所：八戸市庁別館2階会議室C

出席委員

農業委員 18名中16名

1 番 三浦 豊 出	2 番 籠田 悦子 出	3 番 木村 武美 出	4 番 馬場 豊 出
5 番 ー	6 番 内沢 豊 出	7 番 谷地 秀典 出	8 番 村上 正憲 出
9 番 西野 茂雄 出	10 番 明戸 政勝 欠	11 番 山内 光興 欠	12 番 加藤 浩幸 出
13 番 松橋 剛志 出	14 番 寺沢 和則 出	15 番 赤坂 英夫 出	16 番 阿達 福壽 出
17 番 狛守 文宏 出	18 番 長根 昭男 出	19 番 中村 正記 出	

農地利用最適化推進委員 22名中22名

1 番 木村 弁一 出	2 番 坂下 彌一 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 澤向 敏一 出	6 番 清川 新一 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 橋 由正 出	14 番 荒川 喜一郎 出	15 番 高橋 勝男 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 金谷 由松 出	18 番 坂 文雄 出	19 番 松倉 賢六 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農政GL）村上 司、農地GL 川名 雅之、
主幹 大里 知矢、主幹 古館 恵子、主査 菅原 理恵、技師 深堀 成美、主事 寺地 圭次

上村事務局長

それでは、総会を開会いたします。

本日は、明戸農業委員、山内農業委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

上村事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 38 号、令和元年度第 5 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、農業委員が当事者となっている事案があり、議事参与の制限に該当いたしますので、加藤委員は、当該事案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村事務局長

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。

次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

連日暑い日が続いております。憲章を元気良く唱和して、倒れないように農作業が出来るように気合を入れて唱和をお願いします。

【憲章唱和】

上村事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中、また、お暑い中御出席いただき誠にありがとうございます。低温日照不足から一転して、天気で暑い日が続く、水不足や台風 10 号が心配されます。皆様も熱中症など、体調に十分気を付けて農作業に当たっていただければと思います。特に夏風邪は大変な思いをしますので、皆さん気を付けてください。また、今日は 9 日ということで、6 日の広島に続き長崎に原爆が投下された日です。戦争を知る人が少なくなっていく中で、戦争と平和について家族

で話す機会の日としていただければと思います。では、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、1番 三浦 豊 委員、3番 木村 武美 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

高橋（政）委員

高橋から報告いたします。去る7月29日、村上農業委員と市庁別館7階会議室Bにおきまして、資料1ページ番号27番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 27 番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は他人とのことです。態様別は賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、長いものです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は0.2km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、うち兼業者が男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、管理機を各1台、モールミニを2台、母親から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

上明戸委員

上明戸から報告いたします。去る7月29日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Bにおきまして、資料1ページ番号28番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条 28 番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は賃貸借です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ピーマン、きぬさやです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は19km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は3年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。農機具保有状況は、トラクター2台、軽トラック、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台、父親から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る7月29日、中村農業委員と市庁別館7階会議室Bにおきまして、資料1ページ番号29番を調査してまいりましたので報告いたします。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条29番

調査には、両者とも本人が出席しました。受人と渡人の関係は知人とのことです。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足です。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は18km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は40年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女3人で、うち農業専従者は女2人、兼業者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、噴霧器、刈払機、トラックを各1台所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第38号、令和元年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、加藤委員が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、その間、加藤委員は退室願います。

(加藤委員退室)

会長

それでは、まず、加藤委員が当事者となっている事案について、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第38号、令和元年度第5号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。

資料3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借3件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手2名、貸し手2名で、利用権設定面積は18,115㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それではまず、加藤委員が関係する事案を説明いたします。

利用集積1番

資料3ページ、番号1番、利用権の種類及び内容は、長いもを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては総額年間50,000円でございます。

公告年月日は、令和元年8月15日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

加藤委員の入室をお願いいたします。

(加藤委員入室)

会長

それでは、事務局から残りの事案について説明願います。

大里主幹

引き続き、事務局の大里から説明いたします。資料3ページをお開きください。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積2番、3番

番号2番、番号3番は、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては資料に記載のとおりでございます。

公告年月日は、令和元年8月15日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 39 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを
議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明願います。

大里主幹

事務局の大里から、議案第 39 号、農用地利用配分計画案に係る意見について
を御説明いたします。

資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 2 件となっております。借り手の人数につきま
しては 2 名で、利用権設定面積は 10,335 m²でございます。左側の利用権の設定
を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載してお
ります。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あお
もり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右
側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利
用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載の
とおりでございます。なお、今回の事案は、先程の議案の農用地利用集積計画、
番号 2 番、番号 3 番に関連する事案となります。

それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5 年間賃貸借
するもので、賃借料は、10 a 当り年間 6,500 円でございます。借り手の決定理由
は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

配分計画2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料は、10a当り年間6,500円でございます。借り手の決定理由は、複数いる借り手のうち条件等が適合したためでございます。

ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第5

次に、日程第5、議案第40号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

村上委員

村上から報告します。去る7月29日、中村委員と市庁別館7階会議室Bにおいて、資料7ページ、16番について調査してまいりましたので報告します。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条 16番

調査には、両者とも代理人が出席しました。両者の関係は知人だそうです。態様別は売買です。転用目的は倉庫1棟建築です。実施計画は、令和元年10月1日から令和2年1月31日。資金調達計画は、普賢院本堂建設委員会というものがあまして、その委員会からの資金提供です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要ですが、事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置としてフェンス、側溝、雨水浸透トレンチを設置します。立地条件は、八戸市立豊崎小学校から南西側約200mに位置し、畑、山林に囲まれ、申請者の所有地を通り、市道に接しております。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、申請地は山林に囲まれ、日当たりが悪く、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第41号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状

会長

況の確認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

古館主幹

それでは、事務局古館より説明いたします。議案第 41 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてですが、まず、農地を相続した場合、税務署において所定の手続きをとりますと、農地に対する相続税の納税が猶予されることになっており、特例農地等とは、そのような相続税の納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、納税猶予されていた相続税が免除されます。ただし、平成 21 年 12 月施行の税制改正以降は、市街化区域外の農地については 20 年営農継続による免除は廃止され、終身農地としての利用を継続することに変更となっております。今回は、平成 11 年に特例を受けてから 20 年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況等を確認し、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書に記載し提出するよう、八戸税務署長から求められたものであります。なお、利用状況確認対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を実施しました。

それでは、別冊の議案第 41 号関係資料を御覧ください。1 ページを御覧ください。こちらは、今回の議案に係る、特例農地等の利用状況確認対象者の一覧となっております。対象者氏名、住所、特例農地等の所在地、筆数については、資料に記載のとおりです。

2 ページを御覧ください。2 ページからが、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書になります。利用状況確認対象者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっております。また、地目等及び面積の欄については、申告時というところには税務署が管理しているものが記載され、現在というところには、農地台帳上の地目、面積を記載しております。利用状況については現地確認及び航空写真により調査を行った上で、税務署から示された記載要領に基づき、

利用状況の区分及び具体的状況を記載しております。何らかの作物を作付けしているか、もしくは耕起するなどして、すぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は1番の自ら所有し、自ら農地等として使用しているに分類、保全管理中や草地、荒れ地などであれば2番の自ら農地等として使用していないに分類するなどしております。右端の税務署整理欄には、現地確認を実施したものにつきましては有と記載しております。

それでは、1番目の方の利用状況から説明いたします。一連番号1番は米を作付けしておりました。2番から9番までは保全管理中でした。10番は米を作付けしておりました。

4ページを御覧ください。2番目の方の利用状況について説明いたします。一連番号1番は一部野菜を作付けし、他は耕起されておりました。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、八戸税務署長からの依頼に基づき農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地等の利用状況等に関する確認にとどまるもので、相続税額の免除が適当か否かを直接判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

会長

次に、日程第7、報告第37号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の7月分でございます。

資料の9ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。今回の届出は、資料9ページ番号53番から資料12ページ番号64番までの計12件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

また、今回の届出の中で資料9ページ番号54番につきまして少し説明させていただきます。この案件は、亡くなられた方への相続でございますが、亡くなられる前に、亡くなられた権利取得者への遺産分割協議は整っておりましたが、登記がなされていなかったこと、また、亡くなられた権利取得者から次の相続者への遺産分割協議が整っていないことから、亡くなられる前の遺産分割協議に基づき、亡くなられた権利取得者へ相続登記したことによるものでございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号55番の1件でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、

次に、日程第8、報告第38号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地

日程第9 会長	<p>転用届出について、及び日程第9、報告第39号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
寺地主事	<p>事務局寺地から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の7月分でございます。</p> <p>まず、4条につきまして御報告いたします。資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
4条23番	番号23番、転用目的は駐車場でございます。
4条24番	番号24番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
4条25番	番号25番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。
	<p>続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の15ページをお開き願います。譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
5条105番	番号105番、転用目的は駐車場でございます。
5条106番、107番	番号106番、番号107番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条108番、109番	番号108番、番号109番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条110番	番号110番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。
5条111番～113番	番号111番、番号112番、番号113番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条114番、115番	番号114番、番号115番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条116番	番号116番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条117番、118番	番号117番、番号118番、転用目的は通路でございます。

5条 119 番	番号 119 番、転用目的は資材置場でございます。 次ページをお開き願います。
5条 120 番	番号 120 番、転用目的は資材置場でございます。
5条 121 番	番号 121 番、転用目的は駐車場でございます。
5条 122 番	番号 122 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条 123 番～125 番	番号 123 番、番号 124 番、番号 125 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 126 番	番号 126 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 127 番	番号 127 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 128 番	番号 128 番、転用目的は駐車場でございます。 次ページを御覧願います。
5条 129 番	番号 129 番、転用目的は建売住宅 4 棟建築でございます。
5条 130 番	番号 130 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 131 番	番号 131 番、転用目的は事務所 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条 132 番、133 番	番号 132 番、番号 133 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 134 番	番号 134 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。

日程第 10
会長

次に、日程第 10、報告第 40 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局から報告願います。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。資料の 25 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 9 番、10 番

番号 9 番と番号 10 番につきましては、農地法第 3 条賃貸借に係る合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 11 番、12 番

また、番号 11 番と番号 12 番につきましては、農業経営基盤強化促進法の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和元年 8 月 15 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会 午後 2 時 20 分)